

議案第 8 号

木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について

木古内町企業振興促進条例（平成 28 年条例第 17 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 19 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町企業振興促進条例の一部を改正する条例

木古内町企業振興促進条例（平成28年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 増設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の対象施設を設置し、又は当該事業者の敷地内若しくは、隣接地に施設を拡充することをいう。
- (6) 移転 町内に事業所を有する者が、事業所について、従来の施設の営業を廃止し、町内の他の地域に事業所を設ける場合をいう。

第3条第1項第1号中「用地」を「事業所用地」に改め、同項第2号中「建設」を「事業所建設」に改め、「及び設備投資」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「賃貸」を「事業所賃貸」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事業所更新助成金

別表事業所用地取得助成金の項及び事業所建設助成金の項中「3人」を「2人」に改める。

同表事業所更新助成金の項中「新規雇用した事業所」を「1人以上新規雇用した事業所」に改め、「常用雇用者を新規雇用した人数が2名以下の場合は200万円、3名以上の場合は」を削り、同表事業所賃貸支援助成金の項中「3人」を「2人」に改め、同表雇用奨励助成金の項中「年の前年度と前々年度」を「最初の年度の前々年度を基準年度とし、基準年度と助成を受けようとする年度の前年度」に、「1名」を「1人」に、「10名」を「10人」に改め、同表外国人技能実習生受入助成金の項中「1名」を「1人」に、「5名」を「5人」に改め、同表町有地無償貸付の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。